

本宮市長

本宮市地方就職学生支援金交付申請書

「福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領」及び「本宮市地方就職学生支援金交付要綱」に基づき、支援金の交付を申請します。

1 地方就職支援金の申請状況

申請の回数	1回目	・	2回目
-------	-----	---	-----

2 申請者欄

フリガナ			性別	生年月日	
氏名				年 月 日	
住所	〒		電話番号		
(福島県内に転入済の場合) 転入前の住所	〒				
メールアドレス					
大学・学部等	大学等		学部・学科等名		
卒業又は修了(予定)日	年 月 日				

3 移住した日(又は移住予定日)

移住年月日	年 月 日	→市民となった日を記入してください(届出日ではありません)。
-------	-------	--------------------------------

4 勤務先

企業名及び所在地	企業名	
	所在地(A)	
勤務(予定)地(B)	上記訪問先と同じ ・ それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)	
勤務開始(予定)日	年 月 日	

5 就職活動の状況(交通費支援金を申請する場合のみ記載)

(1) 就職活動訪問先

訪問先	(A)と同じ ・ (B)と同じ ・ それ以外の場所
	(※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)
面接・試験日	年 月 日
内定日	年 月 日

(2) 移動経路(往復)

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

6 移住前の住民票の所在について(いずれか該当する欄に○を付けてください)

A. 移住先(本宮市)に元からある(移動させていない)※	
B. 他地域から新たに移住してきた(移動させた)※	

※ 状況に応じた「移住元の住所を確認できる資料」をご提出ください。

7 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

別紙1「本宮市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「福島県地方就職学生支援事業及び本宮市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
転入日から5年以上継続して、本宮市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
県が実施する「ふくしま移住希望者支援交通費補助金」の活用について ※併給は認められません	A. 活用していない	B. 活用している

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、支援金の支給対象となりません。

8 支援金交付申請額(※申請する金額を記入してください。)

(1) 交通費支援金 金 円

※企業から交通費支給がある場合

以下により算出した額と15,000円とを比較して少ない方の額が交付申請額です。

(実際に要した経費 円 - 企業負担額 円) × 1/2 = 円

(2) 移転費支援金 金 円

※企業から移転費支給がある場合は対象になりません。

※上限額は、移転に要する最低限の実績であることを証明できる場合は、移転に要した実費の金額、証明できない場合は66,000円

(1)+(2) 地方就職支援金合計 金 円

9 申請者の口座情報(※下記欄に記入又は該当するものに○をつけてください。)

金融機関名		銀行 ・ 信用金庫 農協 ・ 信用組合
本・支店名		
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

10 添付書類(※下記の書類を添付してください)

- ①本宮市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項(様式第1号の別紙1)
- ②福島県地方就職学生支援事業及び本宮市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い(様式第1号の別紙2)
- ③就業証明書(様式第2号の1)
(在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は内定証明書(様式第2号の2))
- ④卒業又は修了証明書
(在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は在学証明書(卒業学年である確認が取れるもの))
- ⑤本人確認書類(提示により本人確認ができる書類)
- ⑥移転費及び交通費の領収書等
- ⑦移住元の住所を確認できる書類(住民票又は賃貸住宅等の賃貸借契約書等、卒業年度の複数月の家賃の支払いが確認できる書類及び卒業年度の複数月の公共料金の領収書等)
- ⑧支援金の振込先金融機関が確認できる書類
- ⑨その他市長が必要と認めて指示する書類

管理コード(福島県使用欄)		管理コード(本宮市使用欄)	
---------------	--	---------------	--

様式第 1 号の別紙 1(第 5 条関係)

本宮市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 福島県地方就職学生支援事業及び本宮市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、福島県及び本宮市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領及び本宮市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
 - (2) (在学中に交通費支援金を申請する場合) 申請日から 1 年以内に第 4 条第 2 号に規定する要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) (在学中に交通費支援金を申請する場合) 申請日から 1 年以内に本宮市に転入しなかった場合 (ただし、申請時に既に本宮市に住民票がある場合を除く)：全額
 - (4) 就業日から 1 年以内に第 4 条第 2 号に規定する要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日から 3 か月以内に第 4 条第 2 号に規定する要件を満たす別の企業に就業する場合を除く)：全額
 - (5) 転入日から 3 年未満に、支援金を受給した市町村から転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 3 年に満たない期間に本宮市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (6) 転入日から 3 年以上 5 年以内に、支援金を受給した市町村から転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内に本宮市以外の市区町村に転出した場合：半額

年 月 日

本宮市長

申請者住所

署名